省　　令

○法務省令第八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表横浜地方法務局の部小田原支局の款支局欄中「小田原」を「西湘二宮」に改め、同款同支局の項中「（小田原）」を「（西湘二宮）」に改め、同項位置欄中「小田原市」を「中郡二宮町」に改める。

別表熊本地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項位置欄中「熊本市」を「熊本市中央区」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「小田原支局」を「西湘二宮支局」に改める。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表横浜の項中「小田原」を「西湘二宮」に改める。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一小田原人権擁護委員協議会の項を次のように改める。

西湘二宮人権擁護委員協議会	神奈川県中郡二宮町

横浜地方法務局西湘二宮支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

○文部科学省令第七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第二項、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第九条第一項及び第十九条並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第四条第二項第一号の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

文部科学大臣　平野　博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「戸籍謄本」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書）」を加え、同項第三号中「（法人にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人にあつてはその法定代理人を含む。）」を削り「ハまで」を「ホまで」に改める。

（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

様式第二号から様式第四号までを次のように改める。

様式第2号（第8条第2項関係）

平成　　年　　月　　日

殿

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について，次のとおり届け出ます。

注　保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな			生年月日	昭和・平成　年　月　日
	氏　名	姓	名		
	住　所	都道府県	市区町村		
学校	学校の名称	全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 （高等学校・中等教育学校の場合）			
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
	学校設置者の名称				

【確認事項】

1．加算支給の届出区分のうち，該当するものを選択してください。

□	4月～6月　※前年度の課税証明書等	□	7月～3月　※当該年度の課税証明書等

2．(1)または(2)の中から，該当するものを選択してください。

(1) □	保護者の所得に関する書類を添付します。
□	保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合［理由］
(2) ① □	以下の理由により，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
□	児童相談所に入所しており，児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
□	児童福祉施設に入所しており，児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
□	法人である未成年後見人が選任されています。
□	民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。
	その他，以下の理由により保護者の所得に関する書類を提出することができません。［理由］
② □	成人に達しており保護者がいないため，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。

3．所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　　年　　月　　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。